

重要な会計方針

改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準」並びに「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 4 3（注解 3 9）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により、経過措置を適用しております。

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用していましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失及び当期純損失はそれぞれ 76,836,963 円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 年～46 年
車両運搬具	6 年
工具器具備品	5 年～15 年

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。

（2）退職給付引当金

役職員の退職給付については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成 26 年 10 月 1 日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成 28 年 3 月 28 日付けで基金の解散の認可を受け、これにより、平成 28 年 4 月から確定拠出制度を設けました。なお、厚生年金基金については、現在、清算に向けた精査手続中です。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第

38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

砂糖生産振興資金

独立行政法人農畜産業振興機構法附則第6条第1項の業務に必要な経費等に充てるため、財務及び会計に関する省令附則第2条第1項に定める基準に基づき計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

6 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

(1) 財源措置が運営費交付金によって行われる賞与引当金の見積額

36,824,324 円

(2) 財源措置が運営費交付金によって行われる退職一時金に係る退職給付引当金の見積額

502,247,665 円

(3) 固定資産の減損について

①減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	1回線当たり帳簿価額	回線数	帳簿価額
電話加入権	13,192 円	73 回線	963,000 円

②減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

③損益計算書における計上金額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

④回収可能サービス価額の概要

N T T 東日本の公定価格 38,880 円（1回線当たり）を再調達価額とした使用価値相当額が正味売却価額（109 千円）を上回るため、使用価値相当額（2,838 千円）を回収可能サービス価額としております。

2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	1,070,133,265 円
うち定期預金	200,000,000 円
(差引) 資金残高	870,133,265 円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	△27,496,309 円
うち国からの出向職員分	3,251,905 円

4 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成 26 年 10 月 1 日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成 28 年 3 月 28 日付で基金の解散の認可を受け、現在、清算に向

けた精査手続中です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	447,520,973 円
期末における退職給付債務	447,520,973 円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	447,520,973 円
期末における年金資産	447,520,973 円

(4) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	532,995,879 円
退職給付引当金戻入益	△ 1,860,912 円
退職給付への支払額	△ 28,887,302 円
期末における退職給付引当金	502,247,665 円

(5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	447,520,973 円
年金資産	△ 447,520,973 円
積立金制度の未積立退職給付債務	0 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	502,247,665 円
小計	502,247,665 円
運営費交付金の財源措置があるため 引き当てなかった額	△ 502,247,665 円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	0 円
退職給付引当金	0 円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	0 円

(6) 退職給付に関連する損益

退職給付引当金戻入益	△ 1,860,912 円
運営費交付金の財源措置があるため 戻し入れできなかった額	1,860,912 円
支出時に費用処理した額	
職員の退職一時金	28,887,302 円
合計	28,887,302 円

(7) 確定拠出制度

拠出額

6,779,428 円

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、資金運用については定期預金等で行っております。

また、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	1,070	1,070	—
(2)未収金	1,178	1,178	—
(3)短期借入金	(22,584)	(22,584)	(—)
(4)未払金	(4,536)	(4,536)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金（貸借対照表計上額 92 百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしておりません。

6 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。